府令・省令

○内閣府総務省令第二号
文部科学省令

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　松野　博一

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第三十条第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、組合が当該受給権者に係る第三号及び第四号に掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

附則第三十二条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、組合が当該受給権者に係る第三号から第五号までに掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

附則第三十一条第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、組合が当該受給権者に係る第三号及び第四号に掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○外務省
財務省令第一号

独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十五年外務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「同条」を「前条」に、「第五条」を「第二十一条」に、「当該期間最後」を「期間最後」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年十二月一日から施行する。

○財務省令第八十二号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第百五十六条の規定に基づき、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月三十日

財務大臣　麻生　太郎

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令の一部を改正する省令

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令（平成二十七年財務省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「平成二十七年経過措置政令第三十七条第一項により読み替えて準用する」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、連合会が当該受給権者に係る第三号から第五号までに掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

第十九条第一項第四号中「平成二十七年経過措置政令第十八条第二項により読み替えて適用することとされた」を削り、同条第三項中「届出」を「届書」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第二十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、連合会が当該受給権者に係る第三号及び第四号に掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

第二十一条に次のただし書を加える。

ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、連合会が当該受給権者に係る第三号に掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第三十二号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条第二項の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月三十日

文部科学大臣　松野　博一

私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年文部科学省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条第一項中「私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十八条第二項により読み替えて適用することとされた」を削り、「おける同項第二号」を「おける同条第二項第二号」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

附則第十四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、事業団が当該受給権者に係る第三号及び第四号に掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

附則第十五条に次のただし書を加える。

ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、事業団が当該受給権者に係る第三号に掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。